

## 第26回甲府地方・家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成28年2月8日（月）午後2時45分から午後5時まで

### 2 場所

甲府地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（地方裁判所委員・家庭裁判所委員 五十音順）

飯野委員，猪俣委員，小澤委員，垣内委員（委員長），風間委員，川上委員，河原委員，木田委員，五味委員，信田委員，清水栄一委員，清水健委員，谷口委員，寺田委員，土橋委員，中島委員，菱田委員，平嶋委員，豊前委員，吉野委員

（甲府地方裁判所）

望月民事首席書記官，福田刑事首席書記官，石川主任書記官，岡下事務局長，岸事務局次長，山口総務課長，徳江総務課課長補佐

（甲府家庭裁判所）

佐々木次席家庭裁判所調査官，上村首席書記官，清水事務局長，齊藤事務局次長，高橋総務課長（進行役），豊原総務課課長補佐（書記）

### 4 議事等

別紙「意見交換等の概要」のとおり

### 5 次回委員会のテーマ及び期日

追って検討

(別紙)

## 意見交換等の概要

- 1 委員長より，本日は地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同で開催し，裁判員裁判制度をテーマに取り上げる旨を説明
- 2 菱田委員より，裁判員裁判制度の概況について説明

### 【質疑応答】

#### 発言者

■：委員長 ○：委員 □：裁判官委員 △：検察官委員 ☆：弁護士委員

- 証人等の尋問の際に，裁判体としてどういうことを質問するかといった点については，裁判員の方々とはいつ，どのように打合せをしているのですか。
- 比較的短時間で終わる尋問の場合は，尋問が始まる前に裁判員の方々に「聴きたいことがあれば自分で聴いてください。自分で聴くことができなければ，裁判官が代わりに聴くのでそう言って裁判官に頼んでください。」とあらかじめ伝えていきます。重要な証人で比較的長時間に及ぶ尋問の場合は，弁護士，検察官及び裁判所からの各質問の間に休憩をはさむので，その休憩のときに，裁判員の方々も一緒に，誰が，何を聴くかといったことを打ち合わせます。その上で，裁判員の方から聴いたり，裁判官が代わりに聴いたりします。
- 証拠調べの際に刺激的な証拠が必要以上に提出されないようにしているという説明でしたが，他庁の報道された事件以来裁判所の基準が変わ

ったということですか。

□ 刺激的な証拠について、今は必要最小限にしようと意識しています。そのために、公判前整理手続において、例えば、写真が刺激的吗どうかという観点から事前に見るようにしています。そこで、どうしてもカラーの写真を提出する必要があるのか、図や表で足りないのかといった点を議論し、必要ということであれば提出を認めることもあります。その場合、裁判員の選任手続の際に、そういう写真が証拠として提出される予定であることをアナウンスし、それに耐えられないという方については、辞退を柔軟に認める方向で対応しています。

■ 裁判員制度が実際に始まって、裁判所もいろいろなことに気付いてきたということでしょう。証拠については、証拠によって何を立証するのかという点が大事であり、特に裁判員制度が始まってから、立証の目的というものをきちんと考えるようになったのだと思います。

また、裁判手続の様々な場面において、裁判所としても裁判員の方々の精神面の状況に気を配るようにしていますし、裁判が終わった後の裁判員の方々のケアについても裁判員経験者の方が電話で相談できる窓口を設けるなどしています。

☆ 場面にもよりますが、例えば、共犯者がいて誰がどのように被害者を刺したのかが問題となっているような事案では、図面だけ示されても不十分であるようなこともあり得るでしょう。

△ 同じ死という結果であっても、むごたらしい殺され方であったり、見るに堪えない無残な遺体というものもあり、やはり写真でなければ伝わらないものはあるだろうと考えています。裁判所がかなりの配慮をされていることは分かりますが、行為責任を中心に考える裁判所との間で証拠の提出について意見の食い違いが出てくることもあり得るだろうと思います。ところで、実際、本年度の裁判員裁判において、被害者の遺体

の写真が顕出された事例は何件あるのでしょうか。

- 遺体の一部ではありますが、争いのある事件で1件ありました。
- 遺体の写真が出てきた段階で、裁判員の方々は写真を見ることを拒否できるのですか。
- 拒否はできません。どうしても写真を見ることができないのであれば、裁判員になることを辞退してもらうか、解任することもあります。その場合には、補充裁判員から裁判員を補充します。先ほど申し上げたように、選任手続の際にそういう写真が証拠として提出されることをアナウンスしますので、その段階で自分は耐えられないと言ってもらうのが良いと思うわけです。
- 法律上の辞退事由としては書かれていないが、実際にはそのようなアナウンスをして辞退を認めているのですか。
- 法律に書かれていなくても、具体的な事案において裁判員として不適格な方を裁判体が除外できるということは、当然の前提となっています。
- 裁判員をやる意欲があって、自分では理解力もあると考えているが、客観的に見てそうでない方もいると思いますが、そういった方の適格の有無はどのように審査するのですか。
- 学校教育法に定める義務教育を終了しない者は裁判員となることができないうのが裁判員法の定めとなっています。例えば、評議のときに自分の意思で考え、議論することができないということが明白であれば解任ということもあり得ますが、そのような明白な事情がなければそのまま裁判員を務めていただくことになるだろうと思います。
- 裁判員になる上で前科は問題とならないのですか。
- 法律上の欠格事由としての前科でなければ問題となりません。

- 裁判員の方々にとってはやはり量刑を決めるのが難しいのではないかと思います。法律の専門家でない一般の裁判員の方々が量刑を決めるに際して、事前にどのような説明をしているのですか。
- まずは、犯罪行為の悪質性と結果の重さ、それから個人的な属性としての被告人の能力や環境といった直接犯罪に関わる部分を重視すること、次に、そこから離れて、被告人の反省の気持ちや謝罪の有無、社会復帰した後のことや被害者に対する弁償の有無等を考慮していただくように説明しています。そして、論告、弁論を聴いた上で最終的な量刑を考えていただくこととなりますが、その際、裁判所としては、公平性の観点から過去と大きく異なるような結論は避けなければならないので、量刑データベースというものが用意されております。過去にこういう事案ではこれくらいの判決が出ているという資料を参考にさせていただくわけです。もっとも、過去の類似した事例が必ずしもその事案にピッタリとは限らないので、似たもの探しをするのではなく、あくまで参考として見ていただくようお願いしています。
- 裁判員裁判で下された判決が、他の裁判における量刑と比べて著しく異なるという理由で高裁で覆るという事例が何件かありましたが、量刑に市民感覚を反映させるということで始まった裁判員制度であるのに、その量刑がおかしいと専門家から言われてしまうことをどう考えたらよいのでしょうか。
- 市民感覚といってもそこには一定の幅があり、その幅から外れるような量刑であれば、それはやはり市民感覚から外れたものといわなければならないのではないかと思います。今までの量刑傾向と著しく異なることが合理的に説明できるものであり、その説明が判決上表れているので

あればそれはそれでよいのですが、その説明ができていないのであれば、高裁で覆されるということもあるのだらうと思います。

☆ 過去の裁判員裁判との比較でおかしいと判断されるケースもあるのですが、従前の裁判官による裁判との比較でそのように判断されるケースもあるのではないのでしょうか。例えば、性犯罪などの一部は、裁判員裁判の対象となったことで、従前の裁判官による裁判と比べて量刑の幅も広がったのではないかと思うのです。本来、一般的な市民感覚を反映させようと始まった裁判員裁判ではありますが、市民感覚といってもそこには限界があるのではないかと私自身は思っています。

■ 従前の裁判官による裁判のときの量刑の幅と比べて、裁判員裁判における量刑の幅は相応に広がったのではないかと思われませんが、このことは、裁判員制度自体がそれも踏まえて始まったものであり、想定内のことといえるのではないのでしょうか。ただ、他の裁判員裁判体による裁判、過去の裁判を踏まえた市民感覚と比べたときに、著しくずれている量刑というのはやはりあり得て、一審の裁判体が事件の特殊性などを踏まえて納得できる説明を書いてあればよいが、その説明なしに判決を出しているとそれはおかしいと判断されることもあるのだらうと思います。

○ 量刑に関する広がり幅はある程度決まっているものでなければならぬと思いますが、考慮すべき情状面の要素を裁判官が整理してくれるとしても、どの要素があればどれくらい刑の増減に影響を与えるかといった点についても裁判官が説明してくれなければ、裁判員の方々には判断が難しいのではないのでしょうか。

□ 量刑に当たって、こういう要素があればこれだけ刑が増減するといった方程式のようなものは存在しません。例えば、人が一人殺されたケースでも、その人が殺されるに至った事情、被害者と加害者との関係、犯

行態様等事情はそれぞれ異なります。その中で今回の事件はどのようなものなのかを個別に判断することになります。

○ 裁判員候補者の出席率の低下について、①甲府特有の地域的な事情があるのか、②事件の内容によって出席率が増減するようなことはあるのか、③一度呼び出したものの選任手続に来なかった方が、再び呼出しを受けることはあるのかについて教えてください。

□ ③の点については、裁判員候補者として選任手続期日に呼出しを受けて出席し、辞退せずに最後まで残った方は名簿から削除されますが、無断で欠席した方や、あらかじめ辞退が認められた方などは名簿から削除されないため、再び呼出しを受けることもあります。なお、一度裁判員又は補充裁判員に選ばれた方は、その後5年間辞退する権利があることなどが法律で定められています。

②の点については、候補者の方々は選任手続期日当日に出頭するまで自分がどういう事件を担当するか知らされていませんので、事件の内容によって出席率が変わることはあまり考えられないのではないかと思います。

■ アンケート等によると、①の点については、例えばブドウ農家をしている方は季節によって出席が難しい時期があるという事情や、山梨県は中小企業が多いのでそういう会社では会社を休んで出席することが比較的難しいといった事情はあるようです。

○ 裁判員に選ばれたら会社を休めることを就業規則に盛り込んでいる会社などもあるのですか。やはりサラリーマンであれば会社を休みにくいという事情はあるでしょうから、裁判所も制度発足当初にしていたような啓発活動を改めてやっていく必要があるのではないかと思います。

□ 全国規模の企業であれば、裁判員に選ばれた場合の特別休暇制度など

を用意していることもあるでしょうが、中小企業の場合だと、その企業の中で自分が初めて裁判員に選ばれたという場合も多いだろうと思います。実際、自分が初めて裁判員に選ばれたので、上司に相談したところ、それを会社の休暇制度に反映させることになり、二人目に選ばれた方々には休暇取得がスムーズにできたという例もあったようです。裁判所としても、啓発活動を続けていこうと思いますが、一旦呼出しを行うと、裁判員を務めることができない具体的な理由がなければ呼出しを取り消すことができませんので、まずは自分の手元に呼出状が届いたらすぐに上司の方などに相談するようにしていただきたいと思います。

- 裁判員を経験した方々が、実際に裁判をやった後はどのような感想を持っているのでしょうか。
- 平成26年の統計では、「非常によい経験と感じた」及び「よい経験と感じた」人の割合が全体の95パーセント程度になっています。
- 守秘義務についての理解が不足しているせいで負担に感じている裁判員も多いのではないですか。
- 守秘義務といっても、公判期日の公開された法廷で行われたことは話してよいし、評議の秘密に関わること以外は話してよいのです。評議の秘密、すなわち裁判体の中の誰が何を言ったのか、どのくらいの割合だったのか、自分が何を言ったのかといった点について話してはいけないとされているのであって、過度に負担に感じていただかなくてもよいように思います。守秘義務の内容自体が十分に理解されていない面もあるかもしれません。